

**会派『政策フォーラム・市民の声あげお』としての質問事項と市の回答**

項目	内容	進捗状況
国県施策	特別定額給付金の今後のスケジュールについて	<p><b>【福祉総務課】</b>                      郵送申請につきましては、5月下旬から6月上旬にかけ順次発送していきます。支給につきましては、申請書が届き次第、内容の確認等を行い、6月中旬から支給を予定しています。申請後できるだけ早く支給をしたいと考えています。                      なお、オンライン申請については、5月14日から支給を予定しています。</p>
	発熱外来およびPCRセンターの設置の検討状況について	<p><b>【健康増進課】</b>                      令和2年4月28日に開催された新型コロナウイルス専門家会議でのご意見も踏まえ、一日も早い設置に向け支援してまいります。</p>
上尾市独自施策	新型コロナウイルスの影響により生活が困窮する市民の市民税および固定資産税等の減免について	<p><b>【資産税課】</b>                      新型コロナウイルスの影響による税の減免につきましては、中小事業者等が所有する償却資産および事業用家屋に対し、令和3年度課税の1年分に限り、償却資産および事業用家屋に係る固定資産税および都市計画税の課税標準を、任意の3か月間の売上高が30%以上もしくは50%以上減少している事業者に対し、2分の1またはゼロとするものでございます。なお、市民税の減免措置はございません。</p>
	新型コロナウイルスの影響により生活が困窮する市民の上下水道費の減免について	<p><b>【上下水道部経営総務課】</b>                      上尾市では、新型コロナウイルス感染症の影響で、収入が減少しているなど一時的に上下水道料金のお支払いが困難な方に対し、個別の相談に応じ、支払期限の猶予措置を実施しており、料金未払いによる機械的な給水停止は行わないようにします。                      また、生活保護や児童扶養手当を受給されている方の、上下水道の基本料金の減免措置は従来から行っており、引き続き実施していきます。</p>
	緊急事態措置下における協力保育期間中の保育料および学童保育料の減免について	<p><b>【保育課、青少年課】</b>                      保育所や認定こども園、小規模保育事業所等の保育料の減免についてお答えします。新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、市が登園自粛を要請した令和2年3月以降、家庭での保育にご協力いただき、1日以上登園を自粛した0歳から2歳児クラスの利用者に対して、日割り計算のうえ、減額・還付いたします。                      市が運営を委託している放課後児童クラブにつきましては、通所自粛要請に応じた家庭の保育料を返還する予定です。</p>

上尾市独自施策	<p>緊急事態措置下における小中学校のオンライン授業の準備と進捗状況について</p>	<p><b>【指導課】</b>  市内小・中学校においては、すべての児童生徒が環境にかかわらず学習を続けることができるよう、プリント教材などの紙媒体での学習とオンライン学習を組み合わせた課題を提示し、学びをつなぐ取組を行っております。  オンラインを活用した取組ですが、特に、上尾市では、オンライン学習のツールとして、授業や家庭学習に活用できる「ラインズ e ライブラリ」という学習支援ソフトを臨時休業以前からすべての児童生徒に ID を配布し、授業でも活用しており、臨時休業になってからは、多くの市内小・中学校において、家庭学習課題の 1 つとなっております。  「ラインズ e ライブラリ」は、パソコンやタブレット端末、スマートフォンから閲覧することができ、ネット環境があれば、どの家庭でも各教科のドリル学習に取り組むことができます。また、教員も児童生徒の家庭での学習履歴を確認したり、児童生徒へメッセージを送信したりすることができます。  また、学校で作成した学習動画を上尾市の「YouTube」アカウント「あげ Tube」にアップロードし、各家庭へ配信している学校もございます。5月11日時点で32本の動画がアップロードされています。  さらに、5月からは、各校で作成した動画を自校の児童生徒のみにすぐに「YouTube」で配信できる限定公開の仕組みを教育委員会で整え、学校・教育委員会合わせて41本の動画がアップロードされています。限定公開とすることで、例えば先生紹介や先生からのメッセージなど、より学校独自の限定的でタイムリーな情報を発信することができます。  これらのオンデマンド型の配信は、児童生徒が見たいときに見ることができるという点で有効です。  双方向型のオンラインビデオツール「Zoom」の活用については、いくつかの学校で試験的にはじめております。  「Zoom」は、話すことを目的としたコミュニケーションツールとして、有効であることから、活用研修会を実施するなどして、先進校の取組事例を各校に広めてまいります。</p>
	<p>休業期間中の学校給食費の徴収における減免のルールおよび保護者への周知について</p>	<p><b>【学校保健課】</b>  4月および5月の学校給食費の徴収は行いません。  また、休業期間中の学校給食費につきましては、各学校を通じて保護者へ周知してまいります。</p>